WA16-155

帝國圖書館

慶長十三年暦 つちのえさるのとし

凡三百五十五日

大しやうくん ねにあり

[illegible]

としとく ひのえにあり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

正月大 二月小 三月小 四月大 五月小 六月大

七月小 八月大 九月大 十月大 十一月小 十二月大

1093857

31.12.11

[illegible]

正月大

一日 つちのとうし とづ 火

二日 かのえとら たつ 木

三日 かのとう のぞく 木

四日 みつのえたつ みつ 水

五日 みつのとみ たいら 水

六日 きのえむま さだん 金

七日 きのとひつし とる 金

八日 ひのえさる やぶる 火

九日 ひのととり あやぶ 火

十日 つちのえいぬ なる 木

十一日 つちのとゐ おさん 木

十二日 かのえね ひらく 土

十三日 かのとうし とづ 土

[illegible]

神祇服紀令、春日社
一一年服十三月 不計閏月ヲ 忌五十日ノ類
父母死去時其子着服男女無差別 但七歳ニテハ
無忌服 至八歳受之
養父母 死去時一名ノ跡ヲ譲リ受子着服 但遺跡
[illegible]十日 此内忌廿日
夫 死去時本妻并妾等着服二親服同前
嫡孫兼祖 祖父死去時譲リ受孫着服

遷官不私
舊
至公惟南王尚無所私
○房玄齡嘗曰秦府舊

師匠 死去ノ時附嘱ノ弟子着服 近代法也
父母并ニ師匠 於遠国他境逝去年月ヲ経テ告来時
聞付ル日ヨリ更ニ五旬ヲ始其ノ月ヨリ一廻着服モ之
穢人ノ半分モ立或ニテ不立之ト云トモ其日ヨリ五十日
可忌之ヤラハ服其ノ月ヨリ一廻
一五月ノ服 百五十日 此内忌廿日類
父方ノ祖父母 死去時孫着服
養父母 死去ノ服其子着服跡ヲツガズ養子ニナル類
一三月ノ服 九十日 此内忌廿日類 但此内母方祖父母死去ノ

神祇服紀令、春日社

一 一年服十三月 不計閏月ヲ 忌五十日ノ類

父母死去ノ時其子着服男女无差別但七歳ニテハ

無忌服至八歳受ヘシ

養父母 死去ノ時家ヲツキ譲リ受子着服但遺跡

不相續ノ類ハ服百五十日此ノ内忌廿日

夫 死去ノ時本妻并妾ナトモ着服二親ノ服同前

嫡孫兼祖 祖父死去ノ時譲リヲ受孫着服

師匠 死去ノ時附嘱ノ弟子着服 近代法也

父母并ニ師匠 於遠国他境逝去年月ヲ経テ告来時

聞付ル日ヨリ更ニ五旬ヲ始其ノ月ヨリ一廻着服モ之

穢ノ半分モ遂或ハ二ニテモ生一之ト云トモ其日ヨリ五十日

可忌之シヤラハ服其ノ月ヨリ一廻

一 五月ノ服 百五十日 此内忌廿日ノ類

父方ノ祖父母 死去ノ時孫着服

養父母 死去ノ服其子着服跡ヲツガズ養子ナル分ノ類

一 三月ノ服 九十日 此内忌廿日ノ類但此内 母方祖父母死去ノ

十五日 みつのとのう

十六日 きのえのたつ

十七日 きのとのみ

十八日 ひのえむま

十九日 ひのとのひつし

廿日 つちのえさる

廿一日 つちのとのとり

廿二日 かのえいぬ

二月節

廿三日 かのとのい

廿四日 みつのえね

廿五日 みつのとのうし

廿六日 きのえとら

廿七日 きのとのう

廿八日 ひのえたつ

廿九日 ひのとのみ

卅日 つちのえむま

二月小

一日 つちのとのひつし

二日 かのえさる

三日 かのとのとり

四日 みつのえいぬ

五日 みつのとのい

六日 きのえね

七日 きのとのうし

八日 ひのえのとら

八龍

九日 ひのとのう

十日 つちのえのたつ

鬼

十一日 つちのとのみ

十二日 かのえむま

十三日 かのとのひつし

十四日 みつのえさる

[illegible]

時ハ忌廿日也

母方ノ祖父母死去時孫着服　此廿忌卅日

内戚曽祖父母（父方ノヒヨウチノ事也）死去ノ時孫着服

父方ノ伯父姨死去ノ時甥着服

妻死去ノ時夫着服初度廿也後ノ妻并ニ妾死去ノ時ハ不受之

舅姑（吾夫父母）死去ノ時娵着服

兄弟姉妹死去ノ時相互ニ着服　別腹死着別

嫡子死去ノ時二親着服但法師成家ヲ出ルハ庶子准ス（同上）

二月ノ服　三十日此内忌十日ノ類

父方高祖父母死去ノ時孫着服

外戚舅姨（母方ノ事也）死去ノ時甥着服

異父兄弟姉妹（タネカワリノ事也）吾同母ニテ（父カワルシ之）死去ノ時兄弟相互ニ着服

継母（妻ナリ）吾父妻ニテ死去ノ時後子着服同居シ恩恵受類也（ヤシナヒウクル事也）

継父（夫ナリ）吾母ガ夫ニテ死去ノ時後子着服　同上

庶子死去ノ時二親着服庶子トハ次男已下云女子ハ嫡子

[illegible]末子ニ准ス

[illegible]

十五日	みづのとのとり	やぶる	金	[illegible]
十六日	きのえいぬ	あやぶ	火	[illegible]
十七日	きのとのい	なる　八龍	火	[illegible]
十八日	ひのえね	おさん	水	[illegible]
十九日	ひのとのうし	ひらく	水	[illegible]
廿日	つちのえとら	とづ	土	[illegible] 天しや日 [illegible]
廿一日	つちのとのう	たつ	土	[illegible]
廿二日	かのえたつ	のぞく	金	[illegible]
廿三日	かのとのみ	三月せち のぞく	金	[illegible]
廿四日	みづのえむま	みつ	木	[illegible]
廿五日	みづのとのひつじ	たいら	木	[illegible]
廿六日	きのえさる	さだん	水	[illegible]
廿七日	きのとのとり	とる	水	[illegible]
廿八日	ひのえいぬ	やぶる	土	[illegible]
廿九日	ひのとのい	あやぶ	土	[illegible]

三月小

一日	つちのえね	なる	火	[illegible]
二日	つちのとのうし	おさん	火	[illegible]
三日	かのえとら	ひらく	木	[illegible]
四日	かのとのう	とづ	木	[illegible]
五日	みづのえたつ	たつ	水	[illegible]
六日	みづのとのみ	のぞく	水	[illegible]
七日	きのえむま	みつ	金	[illegible]
八日	きのとのひつじ	たいら	金	[illegible]
九日	ひのえさる	三月中 さだん	火	[illegible]
十日	ひのとのとり	とる	火	[illegible]
十一日	つちのえいぬ	やぶる	木	[illegible]
十二日	つちのとのい	あやぶ	木	[illegible]
十三日	かのえね	なる	土	[illegible]
十四日	かのとのうし	おさん	土	[illegible]

嫡孫（家ヲツクノコノ子也）　死去ノ時祖父祖母着服　男子并一ツ以号嫡孫

養子死去ノ時ニ親着服　家ヲツクルヤシナイ子ノ事也

一　七日ノ服　此ノ内忌三日　類

衆孫（男子ノ子トモヲ云）　死去ノ時祖父祖母着服　女ノ子死去ノ時ハ无忌服

継孫（継子兄弟ノ子ヲ云）　死去ノ時父方ノ舅姨着服　外戚ハ无忌服

父方ノ従父兄弟（子トモヲ云）　父方舅ノ死去ノ時着服　姨ノ子死去ノ時ハ无忌服

但種非同姓故母方无服　衆孫ノ服准之

无服殤　生レテ七歳　彼小児死去ノ所ハ三十日穢アリ　結中陰

跡ツトブラフ八五十日也　不依男女　件ノ小児死去ノ時兄弟

三日服ナシ　父母ノ忌三日服ナシ　祖父母忌一日服ナシ　女子

死去ノ時ハ祖父祖母ニハカヽラス　七歳ニ如此　至八歳ニ自他可有忌服

僧尼　父母師匠ノ外无忌服　但持妻法師ハ准俗人服受之

持戒ノ僧无忌服ト云ハ二親并師匠ノ外无服ト云　但死人

在所ヘ出入シタル輩ハ僧尼ト云共甲乙丙穢アリ

一　雑穢物忌

婦産月水穢　七日別火満テ行水ノ後同座同火不苦也

[illegible]

十五日 みつのえとら ひらく 金 [illegible]
十六日 みつのとう とづ 金 [illegible]
十七日 きのえたつ たつ 火 [illegible]
十八日 きのとみ のぞく 火 [illegible]
十九日 ひのえむま みつ 水 [illegible]
廿日 ひのとひつじ たいら 水 [illegible]
廿一日 つちのえさる さだん 土 [illegible]
廿二日 つちのととり とる 土 [illegible]
廿三日 かのえいぬ やぶる 金 [illegible]
廿四日 かのとゐ あやぶ 金 [illegible]
廿五日 みつのえね 四月節 あやぶ 木 [illegible]
廿六日 みつのとうし なる 木 [illegible]
廿七日 きのえとら おさん 水 [illegible]
廿八日 きのとう ひらく 水 [illegible]
廿九日 ひのえたつ とづ 土 [illegible]

[illegible] 鬼

四月大 [illegible]

一日 ひのとのみ たつ 土 [illegible]
二日 つちのえむま のぞく 火 [illegible]
三日 つちのとひつじ みつ 火 [illegible]
四日 かのえさる たいら 木 [illegible]
五日 かのととり さだん 木 [illegible]
六日 みつのえいぬ とる 水 [illegible]
七日 みつのとゐ やぶる 水 [illegible]
八日 きのえね あやぶ 金 [illegible]
九日 きのとうし なる 金 [illegible]
十日 ひのえとら おさん 火 [illegible]
十一日 ひのとう 四月中 ひらく 火 [illegible]
十二日 つちのえたつ とづ 木 [illegible]
十三日 つちのとみ たつ 木 [illegible]
十四日 かのえむま のぞく 土 [illegible]

一 但依神変限十日本人ニ随神事ニ

産穢 三十日 初七日ハ甲乙丙三穢有リ 臍ノ切テヨリ可有穢

流産穢 三ケ月迄ハ月水ニ准ノ七日 別ノ四ケ月ヨリハ三十日也

形躰定故全死人穢ニ同シ 甲乙丙三穢有リ

赤痢病ハ血気ウセテ後七ケ日過神社ニ参ル 他ハ引注連別火ミタルタメナリ

瘧病 行水已後七十五日経テ神社ニ参ル 但色々引注連類也

葬送供 不依前後七日甲穢也 本所ヘ不入路次ヨリ供ノ者也

本所ヘ出入ミタル輩全廿日ノ穢ナ

死人枕中ズトテ其所ヘ出入ノ輩ハ三十日ノ穢也 息絶シ限

改葬 死骸ヲ土ニ埋後掘起シ改メ葬ルヲ云也 件ノ穢移イ

ロウ輩三十日也 親類着服ノ人ハ忌ハ有ル事

一年ノ服ノ人忌廿日 百五十日ノ服ノ人忌十日 九十日

服ノ人忌七日 三十日服ノ人忌三日 七日服ノ人忌一日

死人穢 死骸取捨テヨリ三十日也 跡ヲ弔中陰ノ儀式ア

ラハ全五十日ノ穢也

死人灰 サミハ七日 但全身ハ廿日也

[illegible]

十五 かのとひつじ みつ 土 [illegible]
十六 みつのえさる たいら 金 [illegible]
十七 みつのととり さだん 金 [illegible]
十八 きのえいぬ とる 火 [illegible]
十九 きのとゐ やぶる 火 [illegible]
廿 ひのえね あやぶ 水 [illegible]
廿一 ひのとうし なる 水 [illegible]
廿二 つちのえとら おさん 土 [illegible]
廿三 つちのとう ひらく 土 [illegible]
廿四 かのえたつ とづ 金 [illegible]
廿五 かのとみ たつ 金 [illegible]
廿六 みつのえむま たつ 五月せつ 木 [illegible]
廿七 みつのとひつじ のぞく 木 [illegible]
廿八 きのえさる みつ 水 [illegible]
廿九 きのととり たいら 水 [illegible]
卅 ひのえいぬ さだん 土 [illegible]

五月小

一 ひのとゐ とる 土 [illegible]
二 つちのえね やぶる 火 [illegible]
三 つちのとうし あやぶ 火 鬼 [illegible]
四 かのえとら なる 木 [illegible]
五 かのとう おさん 木 [illegible]
六 みつのえたつ ひらく 水 [illegible]
七 みつのとみ とづ 水 [illegible]
八 きのえむま たつ 金 [illegible]
九 きのとひつじ のぞく 金 [illegible]
十 ひのえさる みつ 火 [illegible]
十一 ひのととり たいら けし五月中 火 [illegible]
十二 つちのえいぬ さだん 木 [illegible]
十三 つちのとゐ とる 木 [illegible]
十四 かのえね やぶる 土 [illegible]

七十三日　佛事ヲシタヽミヨセテ五旬ノ義ヲ沙汰シ入ルトモ死日
ヨリ五十日也

不孝子　死去ノ時父母親類ホ如常相守ニ着服
不孝ノ子トハ中絶シタル人ヲ云
五十日ノ中陰ニ籠居シタル輩ハ三十日ヲ経テ遁穢シ清浄ニ
ナル也但後ニ来タル輩ハ五十日セシヤラハ服ニ可預

五躰不具穢ノ　七日甲乙丙ニ移ツリノ假令五躰不具ト云ハ首
手足ホ類也胴ハ頸手足ホ有之トモ五歳ヲ備ル
故廿日ノ穢也耳ナトモ闕失手足ノ指ニテモ闕
失ハ不具ノ不具ト云テ七日ノ内取サタニアルヘシ

軽服服忌　他死ヨリ程ヘテ告来ル日ヲ喩ヘハ九十日ノ服
八十九日メニ告来ラハノコリ一日ノ服ヲ受テ九十日ニ満テ
又八十一日メヨリ清浄ニナル也又八十一日メニ告来レハ穢ノ
半分ヲ忌之廿日ノ忌ナハ十日忌テ其後服ハ
一日モ不受清浄ニナル也忌服七日ノ類ハ六日メニ告来
レハノコリ一日服ヲ受テ八日メヨリ清浄ニナル也八日メニ
告来時ハ本服ノ半分ヲ忌ヘキ道理ナレトモ三日半
可忌様ナキ之故四日忌之其後清浄ニナル也本文

十六	かのとひつじ	あやぶ	土	[illegible]
十七	みづのえさる	なる	金	[illegible]
十八	みづのととり	おさん	金	[illegible]
十九	きのえいぬ	ひらく	火	[illegible]
廿	きのとゐ	とづ	火	[illegible]
廿一	ひのえね	たつ	水	[illegible]
廿二	ひのとうし	のぞく [illegible]	水	[illegible]
廿三	つちのえとら	みつ	土	[illegible]
廿四	つちのとう	たひら	土	[illegible]
廿五	かのえたつ	さだん	金	[illegible]
廿六	かのとみ	とる	金	[illegible]
廿七	みづのえむま	六月せつ とる [illegible]	木	[illegible]
廿八	みづのとひつじ	やぶる	木	[illegible]
廿九	きのえさる	あやぶ	水	[illegible]
卅	きのととり	なる	水	[illegible]

なし

なし

六月大

鬼

一	ひのえいぬ	おさん	土	[illegible]
二	ひのとゐ	ひらく	土	[illegible]
三	つちのえね	とづ	火	[illegible]
四	つちのとうし	たつ	火	[illegible]
五	かのえとら	のぞく	木	[illegible]
六	かのとう	みつ	木	[illegible]
七	みづのえたつ	たひら	水	[illegible]
八	みづのとみ	さだん	水	[illegible]
九	きのえむま	とる	金	[illegible]
十	きのとひつじ	やぶる [illegible]	金	[illegible]
十一	ひのえさる	あやぶ	火	[illegible]
十二	ひのととり	なる	火	[illegible]
十三	つちのえいぬ	おさん	木	[illegible]
十四	つちのとゐ	ひらく	木	[illegible]

なし

明鏡也軽服ノ輩悉ク准之ニ

甲所ヘ不知シテ入飲食着座セス穢ノ由シ例其一ニナリ

出テノ不可有穢緇甲所ハ不入トモ甲所ノ物ヲ請トラ

八廿日也飲食長座ノ輩同前

喪帰　疾疫ノコトナリ　病ツトフ人当日神事ニ憚也

火ニ焼タル所七日神事ニ憚之

死人并六畜ノ白骨先穢ヲ取捨ル輩神事憚也

是ハ年久サレタル骨ノ類

二親并師匠遠忌日当日神事憚之

灸治　胴ハ中一日　四肢ハ当日神事ニ憚之（足手ノ事）

女犯并ニ諸淫事ハ中一日当服

懐妊女着帯已後神社ニ不参之孕男先穢不憚神事ニ

六畜生死并ニ食穢　付合火事

牛馬羊豕犬鶏是ヲ六畜ト云但鶏ハ近年廿ニ穢

一合火同上死穢各五日産穢各三日食畢テ

十六日 [illegible] 土 [illegible]

十七日 [illegible] 土 [illegible]

十八日 [illegible] 金 [illegible]

十九日 [illegible] 金 [illegible]

廿日 [illegible] 火 [illegible]

廿一日 [illegible] 火 [illegible]

廿二日 [illegible] 水 [illegible]

廿三日 [illegible] 水 [illegible]

廿四日 [illegible] 土 [illegible]

廿五日 [illegible] 土 [illegible]

廿六日 [illegible] 金 [illegible]

廿七日 [illegible] 金 [illegible]

廿八日 [illegible] 木 [illegible]

廿九日 [illegible] 水 [illegible]

卅日 [illegible] 水 [illegible]

七月小

一日 [illegible] 土 [illegible]

二日 [illegible] 土 [illegible]

三日 [illegible] 火 [illegible]

四日 [illegible] 火 [illegible]

五日 [illegible] 木 [illegible]

六日 [illegible] 木 [illegible]

七日 [illegible] 水 [illegible]

八日 [illegible] 水 [illegible]

九日 [illegible] 金 [illegible]

十日 [illegible] 金 [illegible]

十一日 [illegible] 火 [illegible]

十二日 [illegible] 土 [illegible]

十三日 [illegible] 木 [illegible]

十四日 [illegible] 木 [illegible]

一七日過テ更ニ精進シテ始テ神社ニ參ル合火七日但全
躰不具死穢三日也

康死穢五十日産ハ於當社ニ死穢食穢七十五日合火同之

魚食事　當日不憚之但依神事也魚味備進社不可憚之

鳥食事　魚同前山鳥水鳥并ニ大小无差別當日モ

神事ニ不憚之

四足物事　羚羊狼猪里犬等死穢各五十日産穢各三十日

食穢事食畢七日過テ更ニ精進シテ始テ參神社合火同之

兎狸狐猿各无死穢食穢此ノ内狐猿七日兎狸鳥同前

五辛　大蒜葱韮蘭葱興蕖各中兩當時但シ限異香前

死人在所ニシテ甲穢ト云葬送以前彼所之吏ノ人甲穢也

葬送以後出入ノ輩乙穢ト云共ニ卅日ノ穢ナリ

但シ乙ノ所ヘ通達ノ人ハ一夜ヲヘテ取ヤウニ有ナリ

甲穢取ヤウニアルヘカラスシテ乙ノ所ヘ通達ノ人是ヲ丙ト云

一身ノ穢也丙ノ所ヘ入ル輩是ヲ丁ト云不可有穢

但シ當日神事ニ憚之

[illegible]

十六日　みつのえのね　[illegible]　九虎
十七日　みつのとのうし　[illegible]
十八日　きのえのとら　[illegible]
十九日　きのとのう　[illegible]
廿日　ひのえのたつ　[illegible]
廿一日　ひのとのみ　[illegible]
廿二日　つちのえのむま　[illegible]
廿三日　つちのとのひつじ　[illegible]
廿四日　かのえのさる　[illegible]　天[illegible]日
廿五日　かのとのとり　[illegible]
廿六日　みつのえのいぬ　[illegible]
廿七日　みつのとのゐ　たいら　九虎　[illegible]
廿八日　きのえのね　八月せつ　[illegible]
廿九日　きのとのうし　八月[illegible]　[illegible]
卅日　ひのえのとら　[illegible]

鬼

八月大

一日　ひのとのう　[illegible]
二日　つちのえのたつ　[illegible]
三日　つちのとのみ　[illegible]
四日　かのえのむま　[illegible]
五日　かのとのひつじ　[illegible]
六日　みつのえのさる　[illegible]
七日　みつのとのとり　[illegible]
八日　きのえのいぬ　[illegible]
九日　きのとのゐ　[illegible]
十日　ひのえのね　[illegible]
十一日　ひのとのうし　[illegible]
十二日　つちのえのとら　[illegible]
十三日　つちのとのう　[illegible]
十四日　かのえのたつ　八月[illegible]　[illegible]

[illegible]

折紙先穢　甲所ヨリ可取之　但先判形
鎖鑰先穢　甲所ヨリ可取之　但先緒忌緒付之
一種ヤワリ同腹ノ男孃死去ノ時ハイミハ一日モヤヽラス
種本ナル故也　内戚外戚先穢別　忌服者也

かミ子分

一 とらの日 ねの日 さるの日 いぬの日ハせはよし

（さくは日）

一 □の日 うし ひつし日 うの日 よろし

喜範

日本政府圖書

春日社神祇服紀令